

職員の給与に関する報告

令和2年11月

岡山市人事委員会



岡 人 委 第 218 号
令 和 2 年 11 月 9 日

岡山市議会議長 浦上 雅彦 様
岡 山 市 長 大森 雅夫 様

岡山市人事委員会

委員長 藤 岡 温

本委員会は、地方公務員法第 8 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与について別紙のとおり報告します。

目 次

| | |
|-------------------|---|
| 別紙 報告 | 1 |
| 1 職員給与の状況 | 1 |
| 2 民間給与等の状況 | 2 |
| (1) 職種別民間給与実態調査 | 2 |
| (2) 初任給の状況 | 2 |
| 3 職員給与と民間給与との比較 | 3 |
| (1) 比較方法 | 3 |
| (2) 月例給 | 4 |
| 4 人事院の給与に関する報告の概要 | 4 |
| 5 むすび | 5 |
| (1) 本年の月例給の給与改定 | 5 |
| (2) その他給与に関する諸課題 | 5 |

| | |
|--------|---------|
| 参考資料 | (参考資料頁) |
| 民間給与関係 | 1 |

報 告

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月27日、職員の特別給の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、本年8月17日から9月30日までの期間で調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、4月分の給与について公民較差を算出し、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことから、本報告を行うものである。

1 職員給与の状況

本委員会は、本年4月1日を調査期日として、本市職員の給与の実態を把握するため「令和2年職員給与実態調査」を実施した。

調査の対象となった職員の総数は、7,269人であった。このうち行政職給料表適用者(3,804人)から、消防職員や保育士等の福祉職に相当する職員と令和2年4月の採用者のうち新規学卒者等を除いた公民給与比較対象職員は、2,648人であり、これらの給与等の状況は次表に示すとおりである。

第1表 職員の給与等の状況

| 項 目 | | 職員給与実態調査 対象職員 | うち 公民給与比較対象職員 |
|------------------|-------|------------------|------------------|
| 人 数 | | 7,269 人 | 2,648 人 |
| 平 均 年 齢 | | 41.9 歳 | 44.8 歳 |
| 平均経験年数 | | 19.6 年 | 22.5 年 |
| 学 歴 構 成 | 大 学 卒 | 82.5% | 76.1% |
| | 短 大 卒 | 7.3% | 5.3% |
| | 高 校 卒 | 9.4% | 16.5% |
| | 中 学 卒 | 0.8% | 2.1% |

| 項 目 | | 職員給与実態調査 対象職員 | うち 公民給与比較対象職員 |
|---------------------|---------|------------------|------------------|
| 平均 給与 月額 額 | 給 料 | 345,294 円 | 349,518 円 |
| | 扶 養 手 当 | 9,202 円 | 11,157 円 |
| | 地 域 手 当 | 11,079 円 | 11,486 円 |
| | 住 居 手 当 | 6,577 円 | 6,239 円 |
| | 管理職手当 | 9,034 円 | 15,038 円 |
| | 単身赴任手当 | 37 円 | 91 円 |
| | 初任給調整手当 | 101 円 | 0 円 |
| | 合 計 | 381,324 円 | 393,529 円 |

(職員の給与等に関する報告及び勧告 (令和 2 年 10 月 27 日)
「2 職員給与の状況」 参照)

2 民間給与等の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の 332 の民間事業所から、人事院において無作為抽出された 127 事業所を対象に、人事院、岡山県人事委員会等と共同で「令和 2 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

月例給に関する調査は、8 月 17 日から 9 月 30 日までの期間で実施し、公務と類似すると認められる事務・技術関係の職務に従事する者等について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等についての詳細な調査を行った。

調査完了率は、先行して実施した特別給等に関する調査に引き続き民間事業所からの格段の理解と協力を得て、84.1%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

(参考資料 民間給与関係 (P2) 参照)

(2) 初任給の状況

本年の職種別民間給与実態調査により把握した民間事業所における初任給の状況は、以下のとおりである。

事務・技術関係職種における新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 26.7% (昨年 24.6%)、高校卒で 28.9% (同 29.2%) であり、昨年に比べ大学卒で 2.1 ポイント増加、高校卒で 0.3 ポイント減少している。一方、初任給が据置きになっている事業所は、

大学卒で 73.3%（同 75.4%）、高校卒で 67.8%（同 70.8%）となっており、昨年に比べ大学卒で 2.1 ポイント、高校卒で 3.0 ポイント減少している。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 200,933 円（同 194,188 円）、高校卒で 164,859 円（同 161,390 円）となっている。

第2表 民間における初任給の改定状況

（単位：％）

| 項目 学歴 | 新規学卒者の 採用あり | 初任給の改定状況 | | | 新規学卒者の 採用なし |
|----------|----------------|----------|--------|-------|----------------|
| | | 増額 | 据置き | 減額 | |
| 大学卒 | 48.8 | (26.7) | (73.3) | (0.0) | 51.2 |
| 高校卒 | 24.2 | (28.9) | (67.8) | (3.3) | 75.8 |

（注）（ ）内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第3表 民間における学歴別初任給

| 職種 | 学歴 | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 大学卒 | 短大卒 | 高校卒 |
| 新卒事務員・技術者 | 200,933 円 | 178,150 円 | 164,859 円 |

（注）金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備考 本市職員の場合、行政職の初任給（地域手当を含む。）は、大学卒 193,949 円、短大卒 170,156 円、高校卒 159,135 円である。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 比較方法

月例給の公民の比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては事務職員及び技術職員、民間においては公務の事務職員及び技術職員に類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、精密な比較を行うものである。

月例給の水準比較に当たっては、個々の本市職員に地域の民間給与額を支給したと仮定すれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度の差があるかを算出するラスパイレス方式をとっている。

（参考資料 民間給与関係 第 5 表(P14) 参照）

(2) 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員と民間における本年 4 月分の諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、本市職員の給与が、民間給与を1人当たり平均 176 円 (0.04%) 上回っていた。

第4表 職員給与と民間給与との較差

| 民間給与(A) | 職員給与(B) | 公民給与の較差 (A)-(B) [[(A)-(B)]/(B)×100] |
|-----------|-----------|--|
| 393,353 円 | 393,529 円 | △176 円 (△0.04%) |

(注) 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

4 人事院の給与に関する報告の概要

人事院は、本年 10 月 28 日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する報告を行った。その概要は次のとおりである。

報告の骨子

○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差 (△0.04%) が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約 12,000 民間事業所の約 43 万人の個人別給与を実地調査 (完了率 80.2%)

公務と民間の 4 月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △164 円 △0.04%

[行政職(一)…現行給与 408,868 円 平均年齢 43.2 歳]

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

(参考) ボーナスの改定 (令和 2 年 10 月 7 日勧告)

民間の支給割合 (4.46 月) との均衡を図るため引下げ 4.50 月分→4.45 月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

5 むすび

(1) 本年の月例給の給与改定

職員の給与の決定に係る基礎的な諸条件については、これまでに述べたとおりである。月例給について、本年4月時点で職員給与と民間給与を比較した結果、本市職員の給与が民間給与を176円(0.04%)上回っていた。

国においては、人事院が、国家公務員の月例給が民間給与を164円(0.04%)上回っていたが、民間給与との較差が極めて小さいことから、月例給の改定を行わないことを報告したところである。

本市においても、本年の較差が極めて小さく、職員給与と民間給与はおおむね均衡していることから、月例給の改定を行わないことが適当である。

(2) その他給与に関する諸課題

① 高齢層職員の給与制度のあり方

国においては、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の見直しがなされている。本市においても昇格制度の見直しがなされているが、昇給制度については、他都市の動向も注視しつつ、定年引上げに向けた国の動向や本市の実態等を踏まえ、その見直しについて引き続き検討していく必要がある。

② その他諸手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、今後も国、他都市や市内民間事業所の状況、本市の実態等を踏まえて検討していく必要がある。